



石神町会 町会便り

資料

6

第23号

発行 平成23年6月

広報部

平成23年度 石神町会 総会が開催されました

平成23年6月4日（土）午後1時半から、石神井庁舎5階の第1、第2会議室において、平成23年度石神町会総会が開催されました。今年は東日本大震災の影響もあったのでしょうか、出席者が40名に満たない状況でしたが、皆さん方熱心に審議していただきました。町会の発展と会員の皆様方の安心できる生活環境を保つべく、多くの方々のご協力をお願いいたします。

石神町会 会長 豊田 茂光

審議議案

第1号議案：平成22年度事業報告

第2号議案：平成22年度決算報告

第3号議案：平成22年度会計監査報告

第4号議案：平成23年度事業計画案

第5号議案：平成23年度予算案

第6号議案：役員改選の件

役員の任期は1期2年とし、留任を妨げない。但し、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

尚、会長の任期は4期8年までとする。

第7号議案：規約改正の件

役員改選の 条文は附則第16条会則の変更に記載。

審議結果

すべての議案について、出席者全員の承認を得られ可決、決定いたしました。

尚、総会の冒頭で、今回の東日本大震災に対して義援金として200万円を拠出したことが報告されました（リサイクル部会計報告書に記載してあります）。

第 18 回 石神町会文化展を終えて

平成 23 年 4 月 20 日から 24 日までの 5 日間、第 18 回石神町会文化展を行いました。準備期間中に東日本大震災が発生し、文化展を開催しても良いものかと迷いましたが、「今年の文化展には出展させてください」との申し出もあり、こういう時こそこの様な催しが必要とされるのだと確信しました。期間中も大雨など天候に恵まれない日もありましたが、305 名の来展者を迎えることができて幸いでした。出展された方々、来場された方々、お手伝いいただいた方々、皆様に感謝いたします。ポスターの仕上げに貢献していただいた「ういんぐ」の方々にも感謝いたします。

来年度も新たな企画でと、部員一同考えています。ご協力をお願いいたします。

婦人部長 持木 郁子

石神町会文化展に参加していただいた

石神井障害者地域生活支援センター「ういんぐ」の方々の感想

- ・イメージを形にすることが難しかったが、皆さんと一緒にすばらしい会場で展示してもらえてうれしかった。
- ・参加できてよかった。
- ・作品を発表する場があると、作り甲斐、やり甲斐が実感できて良かった。みんなのいろいろな作品が見られて良かった。春と秋と年 2 回あるともっと嬉しい。
- ・発表の場が増えて良い。
- ・自分の作品を見に行けなかったなので、開催期間が長いと嬉しい。

平成 22 年度会計報告

リサイクル部

平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

単位：円

収入の部		支出の部	
練馬区より	333,906	武田商会へ	84,000
貯金利息	10,778	廃油改修費	0
		事務費	5,406
		東日本震災寄付	2,000,000
小計	344,684	小計	2,089,406
平成 21 年度より繰越	2,969,578	平成 23 年度へ繰越	1,224,856
合計	3,314,262	合計	3,314,262

リサイクルに関するお知らせ

過日回覧でお知らせしましたが、石神町会集団回収が平成23年6月から毎月第1土曜日にも実施されることが決まりましたのでお知らせいたします。

23年度リサイクル回収日

月	古紙 毎月第1、第3土曜日	金属 月曜日	廃油 第2土曜日
7月	2日、16日		9日
8月	6日、20日	22日	13日
9月	3日、17日		10日
10月	1日、15日		8日
11月	5日、19日	21日	12日
12月	3日、17日		10日
1月	7日、21日		14日
2月	4日、18日	20日	11日
3月	5日、19日		12日

※ 古紙:新聞、雑誌、ダンボール、布類、牛乳パック
のことを示します。それぞれを分類して出してください。

※ リサイクルに関するお問合せは下記まで

問合せ先 持木 郁子 3997—9163
 渡辺 桂子 3996—3876

I. 廃油について

1) 回収場所

- ・石神井庁舎
- ・豊田米店 石神井町 6-15-13
- ・気楽な家 石神井町 8-42-4

2) 時間は午前9時～12時

3) 廃油の容器

- ・ペットボトル
- ・ビン、缶、紙パックは不可
- ・未使用のものはそのまま

II. 布類について

- ・ビニール袋に入れてください
- ・雨天のときは回収しません

III. 収益金について

古紙等の回収を始めて20余年になります。その間、収益金は下記のように使用しています。

- ・各世帯、ステーションヘ
トイレットペーパー(4回)
- ・クラフトテープ、ビニール紐等
- ・見学旅行、新年会費用の一部
- ・災害地への見舞金として
神戸、三宅島、新潟

今回はリサイクル部の会計報告に示してありますが、東日本大震災の義援金として、寄付してあります。一刻でも早い復興を祈っています。

終の棲家と在宅介護

セカンドライフを積極的に生きるために3つの備えが必要だと思います。

第1の備えは、認知症についての学習です。認知症になっている人は、現在は高齢者の7%程度ですが、将来的には1割程度の人が認知症になる可能性がありますといわれています。認知症の予防に努めるとともに、認知症の隣人と上手に付き合う方法を学ぶことが必要です。認知症の中核症状である記憶障害や見当識障害、計画を立て按配することができなくなる実行機能障害などは認知症になれば誰にでも見られる障害ですが、周辺障害といわれる徘徊や物取られ妄想などは、周りの人の対応次第で防ぐことができます。

第2の備えは、介護保険の枠組みを学び、障害が発生したときに介護サービスを賢く利用できるようにすることです。

第3の備えは、終の棲家について学び、自分に合った終の棲家を選ぶことができるようにすることです。

今度の国会で「高齢者住まい法」と「介護保険法」の改正が行われ、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、終の棲家メニューの追加と在宅介護のサービスメニューの追加が行われました。

まず、高齢者住まい法には「見守り」と「生活相談サービス」を義務付けることになりました。また有料老人ホームについては、入居一時金の規制が導入され、前払金の返還に関する利用者保護規定の追加など、有料老人ホーム入居者の居住の権利の保護が図られ

るようになりました。

これにより、終の棲家のメニューが、持ち家(同居する家族がいるか、積極的に外と交流できる高齢者向き)と、義務化された見守りと生活相談サービスだけの付いた高齢者住宅(多くの高齢者にとってこれだけのサービスがあれば安心)と、食事や介護サービスなどの様々なサービスの付いた高齢者住宅(有料老人ホームなど)の、大きく3つのグループに分けられることになりました。

また介護保険法の改正により、「地域包括ケアシステム」という概念が導入され、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携して、介護を必要とする人に対して、包括的で継続的なサービスの提供が行われるようにする仕組みをつくっていくことになりました。

特に介護付き有料老人ホームなどを除く一般の終の棲家に居住する人が、在宅介護を受けながら住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、在宅介護サービスのメニューの追加が行われ、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスが創設されました。

このサービスは、要介護度の高い高齢者でも在宅介護で生活し続けることができるように、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と利用者からの通報に応じた随時の対応を行うものです。在宅に居ながら、施設で行われているのと同じような介護・看護サービスを受けられるようにしようとするものです。(角地徳久)

東日本大震災に思うこと

前号の発行直前に東日本大震災が発生しました。私は石神井庁舎の2階で地震に遭遇しましたが、揺れ始めて1分くらい経過してから異常な揺れに変わり、相当規模の大きい地震だろうと思いました。その後のニュースでマグニチュード9と知り驚きました。さらに追い討ちをかけるように福島原発の事故まで発生し、大混乱を生じました。残念なのは、政府の危機管理意識が全く欠如しているということです。情報収集、人命救助、救護、各種(食料・医療・衣服・エネルギーほか)支援等々、本来なら官邸がコントロールタワーとなって、的確な判断と指示を行うべきだと思いますが、彼らは思考停止を起こし、パニックを起こしているとしか思えないほど無様でしかなかったと思います。わが町が大震災に見舞われたとすると、公的な援助は期待できそうにないと思われます。自助、共助ということが言われていますが、町会として共助の仕組みをつくりあげておく必要があるのではないかと強く思いました。

尚、震災直後に区の施設が閉鎖されており、前号の印刷ができなくなりましたが、「ういんぐ」のご好意で印刷させていただき、発行できました。お礼を申し上げます。(前原)